

教育委員会10月定例会

教育長報告（1）

臨時代理の報告について（教育委員会事務局職員の人事異動について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2012年（平成24年）10月5日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

#### 臨時代理書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり臨時に代理する。

2012年（平成24年）9月20日

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

提出する議案

別紙のとおり

## 参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（第16条及び第17条を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

教育委員会事務局職員の人事異動について  
教育委員会事務局職員の任免について、次のとおり決定する。

2012年（平成24年）9月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

#### 人事異動

別紙のとおり

#### 提案理由

この議案を提出したのは、教育委員会事務局職員等のうち管理職員等の任免について、決定する必要がある。

#### 参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋  
(委任事項)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

(6) 県費負担教職員以外の職員(以下「事務局職員等」という。)の人事の一般方針を定めること。

(専決)

第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認められたとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

(2) 藤沢市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委規則第1号)別表に定める管理職員等を除く事務局職員等の任免、分限及び懲戒を行うこと。